

資料編

資料1 東松山市美しく住みよい
環境づくり基本条例

資料2 東松山市環境基本計画
(素案) について (諮問)

資料3 東松山市環境基本計画
(素案) について (答申)

資料4 環境審議会、検討委員会
委員名簿

資料5 環境審議会、検討委員会等
における審議等の経過

資料6 環境基本計画策定に係わる
市民・事業者からの意見集約

1. アンケート調査の実施概要

2. 市民懇談会の実施概要

3. 広報ひがしまつやまによる検討
状況の報告

4. 東松山市環境基本計画 (素案)
の公表と意見収集

資料7 用語集

資料1 東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例

目次

前文
第一章 総則（第一条―第六条）
第二章 環境の保全に関する基本的施策（第七条―第十七条）
第三章 国、県及び他の地方公共団体との協力（第十八条）
附則

第一章 総 則

わたくしたちのまち東松山市は、比企丘陵の緑と清流の賑やかな豊かな自然に抱かれながら生命を育み、歴史と文化を培ってきた。

しかし、社会経済活動の高度化、複雑化に伴い身近な自然が次第に減少するとともに、地球の温暖化、オゾン層の破壊等地球規模での環境問題も深刻化している。

今を生きる、わたくしたちは、健康で文化的な生活を維持していくために、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を地域一丸となって構築していかなければならない。

先人から受け継いだ美しく住みよい環境を保持し自然と人間が共生できる環境にやさしいまちづくりを将来にわたり実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むための基盤である豊かな環境が継承にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、すべての市民が協働して環境への負荷の低減に努め、持続的な発展が可能な循環型社会を構築していくことを目的として推進されなければならない。

3 環境の保全は、すべての市民により、地球規模の環境問題を解決するため地域の取り組みとして、日常生活及び事業活動においても実践されなければならない。

（市の責務）

第四条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 一 緑地、河川、地下水、土壌等からなる自然環境の保全に関すること。
- 二 野生生物の保存、生態系の保護その他生物の多様性の確保に関すること。
- 三 公害の防止に関すること。
- 四 都市の緑化、水辺等の自然環境の適正な整備に関すること。
- 五 良好な景観及び歴史的、文化的遺産の保全に関すること。
- 六 生活環境の保全に関すること。
- 七 市民等が自主的に行う環境の保全に関する学習及び実践活動を積極的に支援すること。
- 八 資源の有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理に関すること。
- 九 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、環境の保全を図るうえで、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全に関する施策をこれらの者と連携して推進するための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第五条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全を図るため、日常生活から生じる環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全についての施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減に努める

- とともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめ当該行為の環境への影響の軽減について適正に配慮するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、環境への負荷の低減に資する再生資源その他の利用に努めるものとする。
 - 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第二章 環境の保全に 関する 基本的施策

(環境への配慮の優先)

第七条 市は、すべての計画策定及び推進に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全を図るよう努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第八条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- 二 第四条第一項各号に掲げる環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴くとともに、東松山市環境審議会（東松山市環境審議会条例（昭和四十八年条例第九号）に基づくものをいう。）の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第九条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(総合調整のための体制の整備)

第十条 市は、環境の保全に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制づくりを図るものとする。

(年次報告書の作成、公表等)

第十一条 市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制及び助成措置)

第十二条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全について、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第十三条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制づくりの整備に努めるものとする。

(情報収集及び調査)

第十四条 市は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する情報の収集とともに必要な調査の実施に努めるものとする。

(情報の提供)

第十五条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の意見の反映)

第十六条 市は、環境の保全に関する施策を効果的に推進するために市民及び事業者の意見を反映することができよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第十七条 市は、市民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な支援に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第十八条 市は、環境の保全について、広域的な取組が必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全について、国際的な認識や協力のもとに国、県及び他の地方公共団体と連携し、地球の温暖化防止、オゾン層の保護、その他地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

附 則

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

第三章 国、県及び 他の地方公共 団体との協力

資料2 東松山市環境基本計画（素案）について（諮問）

東松環保発第301号
平成27年2月12日

東松山市環境審議会
会長 村田 文一様

東松山市長 坂本 祐之輔

東松山市環境基本計画（素案）について（諮問）

東松山市環境基本計画（素案）について、東松山市環境審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

資料3 東松山市環境基本計画（素案）について（答申）

1999年（平成11年）2月23日

東松山市長 坂本 祐之輔 様

東松山市環境審議会
会長 村田 文一

東松山市環境基本計画について（答申）

1999年（平成11年）2月12日付け東松環保発第301号をもって、東松山市環境審議会に対してなされた「環境基本計画（素案）について」の諮問について、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

当審議会は、1997年（平成9年）11月に発足して以来、地球環境保護および東松山市の豊かな自然を保全し、より素晴らしい環境を創造するため、市と市民・事業者が一体となって取り組めるような環境基本計画を策定するべく合計9回の審議を積み重ねてきました。市においては、市民アンケートの実施、計2回の市民懇談会の開催等、当計画策定のため、幅広く市民の声を反映させ、また計画の周知を図るべく努力されました。

当審議会は、こうした経緯を踏まえ、より充実し、またより実効性のある環境基本計画を策定することを希望し、以下の意見を提出いたします。

1 序章「現代の環境問題について」

現在、私たち一人ひとりの暮らしは、地境環境だけでなく地球環境に大きな影響を及ぼすものとなっており、現代の環境問題とは、地球的視野にたつて考え地境から取り組まなければならない大きな課題であると言えます。

そのために私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄社会を足元から見直すとともに、本当の「豊かさ」とは何か、根本から問い直すことも必要となってきています。また、先祖が育んできた自然と共存する暮らし方から学ぶとともに、未来世代から借り受けている自然環境の豊かさを損なわぬよう、私たち一人ひとりが新たな取り組みを始めることが求められています。

「自然の生存権を認め、未来世代の生存可能性に責任をもち、そして閉じられた地球の生態系に配慮する」という「環境倫理」の課題を踏まえつつ、序章においては環境保護の「哲学」をわかりやすく、また適切に表現していただきたいと思います。併せて、市と市民、事業者が一体となって取り組むことの意義をより強調していただきたいと思います。

2 第一章「東松山市環境基本計画の役割」

1997年（平成9年）4月施行の「東松山市美しく住みよい環境づくり基本条例」制定を受けて策定される当環境基本計画の役割において、「本市の環境の現況の把握」が最重要であることは、たびたび審議会においても述べられていたところです。

当計画の役割において、環境の現況把握が冒頭に位置づけられていることは高く評価できますが、素案第三章で記述されている内容はやや不十分であり、計画策定後の環境行政推進にあつての最重要課題のひとつとして、環境の現況把握（自然環境調査等）の実施をつよく要望いたします。

また、環境基本計画の位置づけのチャート図については、市民と事業者が環境保護の主体であり、市と市民、事業者のパートナーシップが大切であるということがわかりやすく理解できるよう、さらに工夫した表現方法にしていただきたいと思います。

なお、環境基本計画の見直しの時期については、「5年をめぐり」という時期の明記をしていただきたいと思います。

3 第二章「東松山市のすがた」

序章での問題提起を受け、より見やすく、わかりやすい表現形態で市民活動の動きや歴史的な変化が理解できるようにしていただきたいと思います。

4 第三章「東松山市の環境の現況」

第三章は、市の環境の現状について市民に知らしめる意義をもつ章なので、わかりやすく、興味をひくような内容・表現形態にすることが大切です。グラフや地図はより鮮明でわかりやすい形態のものを利用されるよう希望します。

なお、第五章の環境指標と連動して、第三章においては市の環境の現況について必要な情報（大気汚染物質については一酸化炭素・浮遊粒子状物質濃度等、有害化学物質についてはクリーンセンターのダイオキシン発

生濃度等、その他も同様な観点から必要な情報があると思われる)をさらに追加していただきたいと思いません。

5 第四章「東松山市環境基本計画の目標」

「望ましい環境像を実現するための環境目標」について、わかりやすく適切な環境像が掲げられ、また東松山市の特徴を生かした網羅的かつ具体的な環境目標を設定することができ、全体的には高く評価できます。

5つの側面からみた望ましい環境像を実現するために、22項目にわたって環境目標が提示してありますが、望ましい環境像の1つである「地球環境への負荷を減らす暮らし」の実現に向けた環境目標は、「資源の節約と循環利用を進めよう」「エネルギーの有効利用を進めよう」だけでは充分ではなく、オゾン層保護・酸性雨防止・熱帯林保護など具体的な取り組みを促進するためにも、再度「地球環境の保全に貢献しよう」(1997年度審議会までの案に掲載されていた項目)を環境目標に加えていただきたいと思いません。

また、当環境基本計画の取り扱う範囲に含まれている「学校教育」についても、その重要性に鑑み、環境目標として掲載していただきたいと思いません。

6 第五章「環境目標を達成するための各主体の取り組み」

目標年次までに達成を目指す環境の状態を示す「達成目標」を分かり易く表現する「指標名」(現状と目標)については、当計画の効力を保証し、また達成状況の把握および課題の確認のために必要不可欠なものであるので、できるだけ具体的(数値で表現できるものは数値化して)かつ網羅的に掲載していただきたいと思いません。

また、市が行う施策の取り組み方針において、各施策について中心となる担当課を明記し、責任の所在を明らかにした点や、重点施策・既存施策、施策の実施方針を明記したことは、環境行政に対する市の意欲的かつ建設的な姿勢を示すものとして高く評価することができます。

なお、重点施策等については、さらに追加していただきたい項目もありますので、別紙にて記載いたします。

7 第六章「計画の総合的推進に向けて」

環境基本計画の進行管理については、まず「市民へ開かれた環境行政」を大前提とし、市民・事業者・市が一体となって計画の推進に向けた体制が構築されるよう、最大限の配慮をしていただきたいと思いません。なお、計画の推進体制の充実に関しては、専門家を入れた客観的な審査機関の新設なども含めて、今後検討していただきたいと思いません。

また、第五章の「市が行う施策の取り組み方針」において、重点施策が設定されていない球がいくつかあるようですが、いわゆる「縦割り」行政の弊害が計画推進にあたって障害とならないよう、各課の立場を越えて計画実施に向けた協力体制が形成されることを強く要望いたします。

さらに、計画にも盛り込まれているように、市と市民、事業者の三者のパートナーシップによる計画の推進のため、市民と事業者の行動計画の策定や環境保全に関わる新たな条例の制定等、市の率先行動計画策定も併せて、迅速に対応されるよう、鋭意努力を期待いたします。

最後になりますが、進行管理体制の整備にかざらず、市民・事業者参加型の取り組みを積極的に推進し、必要に応じて施策の見直し・追加・修正も行いながら、創意工夫をこらし施策の具体化を図られるよう、また、年次計画の立案や年次報告の充実、市民に対する環境基本計画の周知徹底、積極的な情報公開や環境教育の充実にも最善を尽くされることを強く期待いたします。

以上、審議会の活性化に協力を惜しまなかった市の姿勢に敬意を表するとともに、市におかれましては、環境基本計画案を市民に公表し更なる意見を集約することに努めながら、本答申に即して、すみやかに環境基本計画を策定されますようお願い申し上げます。

(別紙) 第五章「環境目標を達成するための各主体の取り組み」追加意見

以下、審議会において出された「市が行う環境施策の実施方針」についての個別的意见を追加で記載いたします。

重点施策の追加・修正等は、各課との調整も必要となることと思われませんが、意見・要望の趣旨をぜひお酌み取りいただけるよう希望いたします。

(1) 大気をきれいにする

自動車交通量の削減については、当目標を達成するために最優先されるべき施策と考えられるので、重点施策を導入していただきたい。

また、排気ガスの削減について、アイドリングストップの普及・啓発活動は全県的にも取り組んでいる重要課題なので、市としても重点施策に入れていただきたい。

(2) 川や池沼等の水をきれいにする

生活排水対策において、郊外住宅団地名も記して生活排水対策を明記することが望ましい。

また、汚濁源削減に関する啓発について、家庭排水対策についての啓発普及はすでに市民レベルでも取り組んでいる現状があるので、市としても重点施策に入れていただきたい。この項目については、市民懇談会でも「学校や病院におけるせっけんの使用促進」という要望があったので、こうした市民の声を反映する施策も追加していただきたい。

(4) まちの安全性を高めよう

歩道整備の推進による歩きやすい歩行空間の充実は、「歩行文化都市」である東松山市にとって重点施策に加える必要があると思われる。

(5) 有害化学物質への安全対策を進めよう

項目として掲載のないクリーンセンターにおける廃棄物の適正処理と有害化学物質対策について、市民の関心も高く、環境保全の観点からもきわめて重要な問題なのできちんと掲載すべき。

また、ダイオキシン類測定分析調査については、大気だけでなく土壌・地下水なども調査対象として加えることを明記していただきたい。

(6) 食の安全性を高めよう

安全な農作物の地域内流通の推進は、今後いっそう重要性を増す課題であり、彩の国有機100倍運動の推進、生態系活用型農業の検討、市内で収穫された農産物に対する「健康と環境に優しい東松山ブランド」認定システムの構築、食品添加物等に対する情報収集、情報提供の促進等も重点施策に追加していただきたい。

また、「学校給食」は、「学校給食等」という表現に変更していただきたい。

(8) 農地を保全し活用しよう

農地の維持・存続の項目において、ひとつも重点施策がないので、谷津田等の緑地保全、農業塾の開催、生産緑地の維持存続等について重点施策として追加できるかどうか、検討を加えていただきたい。

(9) 水辺を保全し活用しよう

自然に配慮した河川整備において、重点施策を導入できないが検討していただきたい。

(16) ものを大切に使いリサイクルを進めよう

「土木工事等における燃費材の使用削減」について、公共工事においても大きな課題となっているので、公共事業における取り組みも明記していただきたい。

ごみ問題が多く市民の関心事であるので、重点施策の導入を再検討していただきたい。

(17) 節水・水の循環利用を進めよう

節水対策の推進における雨水利用の促進については、重点対策に組み入れていただきたい。

また、水の循環利用の推進において、水源林を保全する取り組みも追加していただきたい。

(18) エネルギーを大切に使う

業務活動に伴うエネルギー消費量の削減において、公共施設における節電対策、公共施設、事業所における省資源、省エネルギーなどの取り組みに関する情報収集と取り組みの普及・拡大は率先的に取り組むべき内容と考えられ、重点施策に組み入れることが望ましい。

(20) 環境について学べる生涯学習の機会を増やそう

環境データベースの整備と公表は、環境基本計画の現況把握という観点からも極めて重要な課題であるので、重点施策として実施していただきたい。

環境教育プログラムの普及・充実において、教職員の環境教育に関する研修は環境教育を推進する基盤でもあるので、重点施策としていただきたい。

(21) 環境保全活動の輪を広げよう

子どもエコクラブの設立支援については、環境保全だけでなく、教育委員会も担当課に加わっていただきたい。

資料4 環境審議会、検討委員会委員名簿

東松山市 環境審議会 委員名簿

	氏名（平成9年度）	氏名（平成10年度）
1号委員 市議会議員	榎本 栄	関根 文男
	小野 美佐子	小野 美佐子
	岸 先	梅沢 永治
	佐久間 敬介	佐久間 敬介
	◎	◎村田 文一
	森田 光一	森田 光一
2号委員 知識経験者	東松山市商工会長 高橋 登	東松山市商工会長 高橋 登
	埼玉中央農業協同組合長 吉本 秋夫	埼玉中央農業協同組合長 吉本 秋夫
	東松山市環境保全連絡協議会長 渡辺 清司	東松山市環境保全連絡協議会長 渡辺 清司
3号委員 関係行政機関	東松山土木事務所長 奈良 吉倫	東松山土木事務所長 小林 眞五郎
	東松山保健所長 田中 啓嗣	東松山保健所長 田中 啓嗣
	埼玉県西部環境管理事務所 東松山支所長 大関 隆次	埼玉県西部環境管理事務所 東松山支所長 大関 隆次
4号委員 市長が特に認めた者	行政協力委員 皆川 美代	行政協力委員 皆川 美代
	文化財保護委員 江野 千枝子	文化財保護委員 江野 千枝子
	東松山市PTA連合会 森屋 敏江	東松山市PTA連合会 森屋 敏江
	かどれあ会 細村 操	かどれあ会 細村 操
	環境フォーラム・比企 ○松本 浩一	環境フォーラム・比企 ○松本 浩一
	緑風ネットワーク21 秋山 きよ	緑風ネットワーク21 秋山 きよ
	リサイクルの会 伊達 三保子	リサイクルの会 伊達 三保子
	主婦 柳川 和子	主婦 柳川 和子

◎会長 ○副会長

東松山市 環境基本計画 策定検討 委員会 委員名簿

所 属・職 名		
総務部	総務課	管財係長
企画財政部	企画課	企画調整係主任
環境経済部	商工課	商工観光係主任
環境経済部	農政課	農政係主任
市民部	市民生活課	交通防災係長
市民部	自治文化課	自治振興係長
建設部	建設総務課	管理係長
建設部	道路河川課	河川係主任
都市整備部	都市計画課	計画係主任
都市整備部	建築指導課	指導係長
都市整備部	下水道課	管理係主任
生涯学習部	生涯学習課	振興係長
生涯学習部	生涯学習課	文化財保護係主任

事務局：環境経済部 環境保全課 調査：パシフィックコンサルタンツ株式会社

資料5 環境審議会、検討委員会等における審議等の経過

平成9年度
の審議等の
経過

日 時	実施内容
○平成 9年11月19日	○第1回 東松山市環境審議会 〔議題〕 ・審議会会長・副会長の選出 ・「東松山市環境基本計画」の策定について ・環境基本計画アンケート調査結果 ・市民懇談会の開催状況
○平成10年 1月16日	○第1回 東松山市環境基本計画策定検討委員会 〔議題〕 ・委員長及び副委員長の選出 ・環境基本計画の必要性及び現在までの進捗状況 ・今後のスケジュール
○平成10年 1月29日	○審議会・検討委員会 合同勉強会 「環境と共生する土地利用推進アドバイザー制度」（埼玉県） を活用し、アドバイザーの派遣を受け、講演会を開催した。 ・講演 テーマ「環境基本計画の策定をめぐる」 ・環境基本計画とは ・環境をめぐる発想の転換 ・環境データの整備と環境評価 ・住民参加：住民（NGO）の環境政策への参加 講 師 農林水産省 農業環境技術研究所 主任研究員 農学博士 横張 真
○平成10年 2月12日	○第2回 東松山市環境基本計画策定検討委員会 〔議題〕 ・計画の基本的事項について ・環境の現状と課題について ・環境の現況施策について
○平成10年 2月23日	○第2回 東松山市環境審議会 〔議題〕 ・環境基本計画の検討内容・策定体制について ・環境の現状と課題について

平成10年度
の審議等の
経過

日 時	実 施 内 容
○平成10年 4月23日	○第1回 東松山市環境審議会 〔議題〕 ・環境の「現状と課題」と「計画の目標」のまとめ方について
○平成10年 5月27日	○第1回 東松山市環境基本計画策定検討委員会 〔議題〕 ・環境の「現状と課題」と「計画の目標」のまとめ方について
○平成10年 6月24日	○第2回 東松山市環境審議会 〔議題〕 ・序章～第4章（計画の目標）の素案について ・環境施策の検討経過について
○平成10年 7月 2日	○第2回 東松山市環境基本計画策定検討委員会 〔議題〕 ・環境目標を実現するための「環境施策」について
○平成10年 7月21日	○第3回 東松山市環境基本計画策定検討委員会 〔議題〕 ・環境目標を実現するための「環境施策」について
○平成10年 8月18日	○第4回 東松山市環境基本計画策定検討委員会 〔議題〕 ・環境目標を実現するための「環境施策」について
○平成10年 9月28日 ～10月 2日	○庁内各課の意見収集 ・環境目標を実現するための「環境施策」に関する庁内各課の意見 収集
○平成10年10月 8日	○第5回 東松山市環境基本計画策定検討委員会 〔議題〕 ・庁内各課ヒアリングを踏まえた環境目標を実現するための「環境 施策」のまとめ ・環境施策と重点施策について
○平成10年10月13日	○第3回 東松山市環境審議会 〔議題〕 ・環境目標を実現するため市が行う「環境施策（案）」について ・市民懇談会の開催方法について
○平成10年12月22日	○第4回 東松山市環境審議会 〔議題〕 ・環境目標の指標（案）及び市民・事業者の取り組み（案）について ・市民懇談会の開催結果報告
○平成11年 1月12日	○第6回 東松山市環境基本計画策定検討委員会 〔議題〕 ・環境基本計画の推進体制と進行管理について
○平成11年 1月20日 ～1月28日	○庁内各課の意見収集 ・環境施策の実施方針と重点施策についての庁内各課の意見収集
○平成11年 2月12日	○第5回 東松山市環境審議会 〔議題〕 ・東松山市環境基本計画（素案）の諮問について
○平成11年 2月23日	○第6回 東松山市環境審議会 〔議題〕 ・東松山市環境基本計画（素案）に対する答申について

資料6 環境基本計画策定に係わる市民・事業者からの意見集約

1. アンケート 【市民アンケート】

調査の実施概要

- (1) 調査時期 : 平成9年9月9日～平成9年9月26日
- (2) 調査方法 : 郵送による配布、回収
- (3) 調査対象 : 無作為抽出した東松山市在住の市民2,006名
- (4) 配布数 : 2,006
- (5) 回収数 : 1,331 (回収率66.4%)
- (6) 設問内容 : 家の近所の環境、東松山市全体の環境、ごみ問題、最近の環境問題、環境保全のための取り組み

【小中学生アンケート】

- (1) 調査時期 : 平成9年9月9日～平成9年9月26日
- (2) 調査方法 : 各学校での配布、回収
- (3) 調査対象 : 東松山市内の全小中学校の小学5年生と中学2年生2,293名
- (4) 回収数 : 1,998 (回収率 87.1%)
- (5) 設問内容 : 家の近所の環境、東松山市全体の環境、ごみ問題、環境保全のための取り組み

【事業者アンケート】

- (1) 調査時期 : 平成9年9月9日～平成9年9月26日
- (2) 調査方法 : 郵送による配布・回収
- (3) 調査対象 : 東松山市内の事業者 320社
- (4) 回収数 : 158 (回収率 49.4%)
- (5) 設問内容 : 事業所で行っている環境への取り組み、今後の環境への取り組み

2. 市民懇談会 【第1回 市民懇談会】 参加者：175名

の実施概要

- (1) 開催時期 : 平成9年10月20日～平成9年11月5日
- (2) 開催場所 : 市内の7ヶ所の公民館、市民活動センター
- (3) 実施内容 : 環境基本計画の概要説明 (約30分)、アンケートの中間報告 (約20分)
東松山市の環境の良いところ、悪いところ等に関する意見交換 (約70分)

【第2回 市民懇談会】 参加者：108名

- (1) 開催時期 : 平成10年11月16日～平成10年11月25日
- (2) 開催場所 : 市内の7ヶ所の公民館、市民活動センター
- (3) 実施内容 : 環境基本計画の検討経過についての概要説明 (約40分) 東松山市の環境を良くするために市民、事業者、市が行う取り組みについての意見交換 (約80分)

3. 広報ひがし まつやまによる検討状況の報告 東松山市環境基本計画の検討状況の報告を、以下に示す内容について行いました。

平成9年12月15日号

「アンケート調査の結果報告」

平成9年1月15日号

「市民懇談会の開催結果報告」

平成10年7月1日号

「平成9年度の検討経過報告」

4. 東松山市環境基本計画（素案）の公表と意見収集 平成11年3月1日～3月12日（土日を除く）、市役所、各公民館（中央公民館を除く）、市民活動センターに東松山市環境基本計画（素案）の閲覧所を設け、意見シートを配布し、郵送又はFAXで東松山市環境基本計画（素案）に対する意見を頂きました。

○素案に対する主な意見

- ・環境保全と開発とのバランスをどのように調和させるか、今後も検討を続けて欲しい。
- ・環境基本計画について、より多くの市民が関心を持ち、すべての市民が環境基本計画を「自分たちのもの」と感じられる取り組みを進めて欲しい。例えば、「東松山の自然を体感できるイベント等を通じたPRや、ダイジェスト版配布等を実施して下さい。
- ・「東松山市環境年次報告書」の作成には興味がありますのでどのような内容を記載していくのか（目次など）の情報をいただきたい。
- ・将来にわたり、保全が望まれる貴重な環境、開発にあたり特に配慮が必要な環境などを具体的に把握することが重要だと考えます。
- ・環境目標の中で、「水辺を保全し活用しよう」は、自然豊かな水辺を取り戻すことが重要なところもあるので、「水辺を保全、再生し活用しよう」としたほうがよい。
- ・環境問題をはじめ、市民との意見交換、情報開示の迅速化を目指し、東松山市のインターネット・ホームページを開設することを検討して下さい。
- ・明治時代に地図の表現で荒れ地となっているところは、秣場（まぐさば）や切畑（きりはた）という古代からの伝統的な農法で、比企の原風景とも言える土地利用を指しています。
- ・環境目標などのコメントに「歩行文化都市大賞」の表彰を受けたことの記述を入れて下さい。

このほかにも、身近な環境のあり方等について多くの意見をいただきました。

資料7 用語集

あ行	
ISO14000シリーズ	環境管理に関する国際規格。組織が、大気・水質・土壌・天然資源・生態系に係わる環境方針を実施・達成・レビューし、維持するための当該組織のマネジメントシステム（組織の体制・計画策定・責任・運用・手順・プロセス・資源等）に係わる規格。
アイドリングストップ	大気汚染防止を目的として、自動車の停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛すること。
一般環境	環境基本法第16条の規定に基づき、「騒音に係る環境基準」が定められています。同基準では一般地域（幹線道路等に面していない地域）の騒音に関する環境を一般環境、及び道路に面する地域の騒音に関する範囲を沿道環境と定義し、それぞれに基準値を設定しています。
雨水浸透施設	雨水などを人為的に地中へ浸透供給して地下水の量の増加を図る施設。例として、浸透式雨水マス、浸透トレチ、透水性舗装などがあります。
エコショップ エコストア	簡易包装や使い捨て容器・製品の使用削減、資源回収の推進、紙ごみの減量、消費者に対するPR、従業員の環境教育等に取り組む店舗。
エコマーク	日常生活に伴う環境への負荷の低減等で、環境保全に資する商品に「エコマーク」を表示することにより、環境に優しくありたいと願う消費者による商品選択の指標とすることを目的とし、平成元年2月に発足した制度。
MPN	Most Probable Number（最確数）の略。大腸菌群数を調べるには、直接その数を数えることなく、統計的確率から割り出した「大腸菌群数最確数表」を使って読みとる場合があり、MPNとはこれを使って読みとった大腸菌群の数のことをいいます。
沿道環境	「一般環境」参照
SIM法： (Selected Ion Monitoring)	選択イオンモニタリング法のこと。質量分析計の検出方法の一種で、高感度な測定が可能です。
オゾン全量の単位 (m atm-cm)	大気中のオゾンの全量は、観測地点の大気の上端から下端までの全層に存在するオゾンを集めて0°C、1気圧としたときの厚さを、cmで表した数値を1000倍してmatm-cm（ミリアトムセンチメートル）の単位で表されます。日本付近では通常、250～450m atm-cm 程度の値となっています。matm-cm（ミリアトムセンチメートル）は、DU（ドブソンユニット）と表すこともあります。
オゾンホール	1970年代終わり頃から、9月から11月にかけて南極上空のオゾン全量が著しく少なくなる現象が現れるようになりました。このオゾンが著しく少なくなる現象をオゾンホールといいます。オゾンホールは、1985年までは次第に規模が大きくなり、それ以降は毎年で大規模なものが現れるようになりました。1989年以降は毎年大規模なものが出現しています。通常は10月初旬に最盛期を迎えます。
オゾンホールの面積	オゾン全量がオゾンホール発生以前には観測されなかったとされる220m atm-cm以下の領域の面積（km ² 単位）。オゾンホールの広がりを目安を与える量。
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンガスなどがあります。温室効果の強さは二酸化炭素を1とした場合、メタンで10、フロンガスで1万といわれています。
か行	
外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）	「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を意味します。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされています。これが「外因性内分泌攪乱化学物質問題」と呼ばれているもので、環境保全行政上の新たな重要課題の一つとなっています。

学校ビオトープ	近年、環境教育を推進する上で、また子供たちの心身の健全な発達を促すためにも、身近な自然への評価と必要性が高まってきています。しかし、今や子供たちに自然の中で学習や体験を行わせようにも身近に自然環境がほとんどないのが現状です。同じような現状の中で、ドイツなどでは1980年代から、児童・生徒の自然体験の場の確保のため、また地域の自然環境を守るための取り組みの一環として、学校の敷地内に池や林などのビオトープを復元・創出することが進められています。県内では、財団法人埼玉県生態系保護協会が、平成元年より県内の学校を対象に、毎年学校内にビオトープの復元・創出を実施する試みに取り組んでいます。
合併処理浄化槽	生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽をいいます。合併処理浄化槽によって処理された水は、単独処理浄化槽と比べ汚れの量が8分の1で、これは、下水道終末処理施設で処理された水と同程度にきれいなことを意味します。厚生省では設置を促進するため昭和62年より補助制度を創設しています。
環境汚染物質排出・移動登録 (PRTR : Pollutant Release and Transfer Register)	“環境汚染のおそれのある化学物質の環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を登録し公表する仕組み”で、行政、事業者、国民、NGOといった様々なセクターの参加のもとに、工場・事業所が有害化学物質の環境中の排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握して行政に報告し、行政がその結果を報告することにより潜在的に有害な化学物質の環境リスク管理を進めるための手法です。1992年にアジェンダ21第19章で位置づけられたのち、1996年2月にOECD理事会において加盟各国に対し、PRTRの導入に取り組むよう勧告が出されました。米国、カナダ、オランダ、英国等で、既に環境保全のための制度の一つとして導入されています。このような国際的な動きを踏まえつつ、我が国においてもPRTR導入に向けた検討を進めるべく、環境庁は、平成8年（1996年）10月にPRTR技術検討会（座長：近藤次郎・東京大学名誉教授）を設置し、PRTRの実施の枠組や技術的事項を検討したうえ、平成9年6月より神奈川県及び愛知県の一部においてパイロット事業を実施しています。
環境家計簿	ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点検したり、収支決算にあうように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量などを定期的に記録する帳簿など。
環境管理・監査制度 (ISO14001等)	環境管理とは、企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のための行動をとることを指し、そのための ①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行・記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す、という一連の手続きを「環境管理システム」といいます。また、こうした一連のシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画等の点検作業が「環境監査」と呼ばれます。なお、ISO14000シリーズは、国際標準化機構（ISO）による環境管理に関する国際規格のひとつです。
環境基準	環境基本法により国が定めるもので、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準をさします。環境基準は行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なります。
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めています。21世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方や長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取り組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めています。
環境基本法	四半世紀の間続いた公害対策基本法にかわって、平成5年11月に新しく制定された環境に関する最上位法です。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動や生活様式を見直しながら、多様な手法を活用することが必要です。環境基本法はこうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものです。
環境指標	環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測るものさし。例えば、メダカは水質の悪化や水田の減少などが原因で生息分布が減少することから、メダカの生息分布は水辺環境の指標になります。
環境保全型農業	農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことめざすタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられます。

環境マップ	環境マップとは、ある一定の調査区を設定し、その調査区の動植物の有無や都市環境の情報を集め、環境についての情報が一目でわかる地図をいいます。市民が環境マップの作成に参加することは、身近な環境を見つめ直し、地域環境への関心を高める機会となります。また、環境マップは小中学生向けの環境教育の教材、市民への身近な環境のPRに活用することもできます。
グラウンドワーク	自治体、企業、市民団体が、それぞれの役割と能力に応じてグラント（生活の場）に関するワーク（創造活動）を通じて、生活の最も基本的な要素である自然環境や地域社会を整備、改善していく活動のことを言います。
グリーン購入	環境への負荷が少ない商品やサービスを優先して購入すること。我が国では、グリーン購入の取り組みを促進するために、平成8年2月に、企業・行政・消費者により、グリーン購入ネットワーク（GPN）が設立され、環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与することを目的として、グリーン購入にあたっての基本原則、ガイドラインの策定、シンポジウムや研究会の開催などの活動を通じてグリーン購入に関する啓発及び情報の収集、発信を行っています。現在（98年5月現在）、会員団体は、1403団体（企業1005社、行政機関225団体、民間団体173団体）。なお、環境庁も会員の一団体であり、GPNの普及・拡大への積極的な支援を行っています。
グリーンコンシューマー推進運動	自然を大切に、環境に配慮して、①環境に影響の少ない商品、②健康に優しい商品、③ごみの少ない商品を選んで購入することを普及・啓発する運動のこと。
グリーンツーリズム	都市住民が豊かな自然や美しい景観を求めて農山漁村を訪れ、交流や体験を通じて楽しむ余暇活動。グリーンツーリズムは、農山漁村の資源を活かした観光の振興とともに、都市住民が豊かな自然や農村文化の価値や大切さを再認識することにつながります。
公害	環境基本法第2条第3項の規定により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（以上を典型7公害という）によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいいます。
光化学オキシダント	太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどのオキシダント酸性物質の集合体で、その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲に及びます。
光化学スモッグ	大気中の窒素酸化物や炭化水素類などの一次汚染物質が、強い太陽光の紫外線により光化学反応をおこし、酸化力の強いオゾンや種々の過酸化物（光化学オキシダント）、酸ミストなどを生成し、ガス状及び液体粒子状物質の混じり合ったスモッグを形成します。このスモッグは、眼や呼吸器の粘膜を刺激したり、また農作物などに被害をもたらします。
公共下水道	主として市街地の下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。その他の生活系排水処理施設としては、市街地の周辺部において厚生省が管轄する合併処理浄化槽、農林水産省が管轄する農業集落排水処理施設があります。
国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）	COP3（The third session of the Conference of the Parties）とは、1995年に合意されたベルリン・マンデートに基づき、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの2000年以降の数量目的を決定するために、京都で開催された国際会議をいいます。2000年までについては、ブラジルのリオデジャネイロにおいて気候変動枠組条約が合意されています。この条約では、2000年における二酸化炭素排出量を1990年レベルで安定化させるという目的で政策措置をとることが合意されていますが、これは努力目標であって法的拘束力を有していません。これに対し、COP3では、先進各国の温室効果ガスの削減量の数値目標が決定されるとともに、途上国についても一定の参加を促すことが、京都議定書として採択されました。また、1998年11月アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された国連気候変動枠組条約第4回締約国会議（COP4）では、京都会議後の国際的取り組みについて、条約の履行の強化、京都議定書の実効化に加え、政治的モメンタムを維持するために、以下の項目からなる「ブエノスアイレス行動計画(Buenos Aires Plan of Action)」が採択されています。 (1) 資金メカニズム (2) 技術開発及び移転 (3) 条約4条8項、9項の実施（気候変動による悪影響及び対応策による影響への対処） (4) 共同実施活動（AIJ） (5) メカニズム (6) 京都議定書の締約国会議への準備

こどもエコクラブ	環境庁では平成7年度から地域において環境保全に関する活動を行う数人から20人程度の小中学生のグループを「こどもエコクラブ」として、募集し支援を行っています。
コンポスト	土壌改良効果を持つ有機資材。台所からでる生ごみや落ち葉などからも作ることができ、家庭菜園や盆栽などの肥料として利用できます。

さ行

最終処分場	ガラス・金属などの不燃ごみやプラスチックなどの焼却不燃ごみを、埋め立てなどにより処分する場所。特に都市部における廃棄物の増加に伴い、最終処分場の容量が不足しており、新規用地の確保が問題となっています。
彩の国有機100倍運動	環境にやさしい農業の普及・拡大を通じて、産地間競争に打ち勝つ特色ある農業経営を実現するとともに、消費者に安全で高品質な農産物を提供するため、農業、化学肥料の使用量の削減を進める有機農業の振興を図るため県が行っている取り組みです。この運動の目標は、有機農産物等の生産振興を図り、2010年までに農業と化学肥料の使用量を50パーセント削減し、環境に優しい農業を確立していこうとするものです。また、農家や消費者への幅広い普及啓発活動の展開や全県で統一的な認証・表示制度を創設するなど、生産から流通・販売に至る総合的な施策展開を図ります。
里山	市街地や集落周辺において従来、林産物栽培、有機肥料、薪や炭の生産等に利用されていた森林で、近年、住民に身近な緑地として評価されています。
産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令で定める合計19種類の廃棄物をいいます。産業廃棄物は、事業者が自ら処理するか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者又は地方公共団体などに処理を委託しなければならないとされています。
酸性雨	工場、自動車などから排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質がいったん大気中で酸化されて、酸化物が生成されるが、さらにその酸化物が雨水に取り込まれて生じるpH5.6以下の雨をいいます。
資源化率	再使用もしくは資源として再利用することになった廃棄物の割合を言います。
指針値	環境基本法に基づく環境基準値が定められていない成分について、指針により、目安となる値を定めています。例えば、大気汚染物質である炭化水素では、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」によって指針値が示されています。
自然エネルギー	太陽光、水力、風力、地熱など自然の活動によって生み出されるエネルギーのこと。
市民農園	都市の住民等農業関係者以外の人々にレクリエーション等の目的で野菜や花を栽培する場として提供する農園のこと。
循環型社会	環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクルやリユースに配慮したシステムを有する社会を言います。例えば、雨水の地中涵養や中水利用などの水の循環への配慮、生ゴミの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど資源の循環などの仕組みや設備を備えたり、大気循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造を有する社会をいいます。
省エネルギー	石油などの有限なエネルギー資源の消費を極力少なくすること。エネルギーの有限性が叫ばれる中、事業活動や市民の日常生活レベルにおいて取り組みが行われています。
新エネルギー	石油、石炭等に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーをいいます。「新エネルギー大綱（平成6年12月16日、総合エネルギー対策推進閣僚会議決定）」では、重点導入を図るべき新エネルギーとして①自然エネルギーの利用を中心とした再生可能エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用システムなど）②廃棄物や廃熱の利用を中心としたリサイクル型エネルギー（廃棄物発電など）③従来型エネルギーの新利用形態（熱電併給システム、燃料電池など）があげられています。
生活道路	住宅地周辺のあまり広くない道路、あるいは幹線道路以外の道路のこと。

生産緑地 市街化区域内において公害の防止または災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、生産緑地法により指定された農地のこと。
地区に指定されると税制上の優遇措置等が受けられますが、地区内では建築物などの新築または増築や宅地造成などの土地の形質の変更などはできないことになります。

生物化学的酸素要求量 (BOD=Bio-chemical Oxygen Demand) 河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもの。水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいいます。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。

た行

ダイオキシン類 有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾダイオキシンの略称です。除草剤など農薬を製造する際、副産物として生成します。多くの異性体があり、中でも四塩化物のテトラクロロ・ジベンゾ・パラ・ダイオキシン (2,3,7,8-TCDD) が最も毒性が強く、ベトナム戦争で米が枯れ剤剤を使用した際に含まれていて、多くの奇形児出産の原因になったといわれています。

大気環境指針値 大気環境指針値は、一生涯という長期にわたる暴露を想定して示されたものであるため、大気環境濃度がこの指針値を上回る場合であっても直ちにそれが人の健康に影響を及ぼすとは言えません。

多自然型護岸 生態系に配慮し、自然環境との共存・調和を図るよう配慮した工法による護岸を言います。従来のコンクリートやブロックを張る工法に代えて、草や木が生えるように土を残したり、大きな石を組み合わせ、魚や小動物の棲む隙間を多く用意したりします。

耐容一日摂取量 (TDI:Tolerable Daily Intake) 健康影響の観点から、一生涯にわたり1日当たり摂取しても許容される量として、厚生省の「ダイオキシンのリスクアセスメントに関する研究班」において提案されたもので、体重1kg当たり1日10ピコグラム (10pg-LQ/kg/day) が設定されています。

大腸菌群数 乳糖を分解してガスと酸を生成する性質などがある細菌類の総称で、大腸菌も含まれます。大腸菌群は主に人の腸内におり、ふん便とともに排出されます。大腸菌群には、人や動物の腸内に生存している大腸菌と水中、土壌など広く自然界に分布している細菌とがありますが、それぞれ分離することが困難であるため、一括して大腸菌群としています。大腸菌群数は、水がふん便で汚染されていることを示すとともに、赤痢菌などの消化器系の病原菌に対する安全性を確認する指標として使います。大腸菌群数は、水質汚濁防止法の排水基準では50~5,000MPN/100ml以下、水質汚濁防止法の排水基準では3,000個/cm³ (日間平均) とされています。

地球環境基金 国と民間とが一緒になって資金を集め、草の根的民間団体 (NGO) による地球環境を守るための活動を支援する制度のこと。

窒素酸化物 (NOx) 窒素と酸素の化合物の総称を示します。窒素酸化物 (NOx) は、燃料その他の物質の燃焼に伴って発生します。大気中には多くの種類のも存在しますが、主に一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) が大気汚染に関係しています。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグの原因物質の一つでもあります。

低公害車 従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ないソーラーカー、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ディーゼル・電気ハイブリッド自動車などをいいます。低公害車普及は、地球温暖化対策や、大都市の大気汚染の改善のための抜本的な対策の一つとして期待されており、海外の動向ともあいまって今後の技術開発、制度面の整備が急速に進み、普及が拡大するものと思われています。我が国でも環境庁によって、公営パトロール車への低公害車購入に対する補助、低公害車フェアの開催などの施策を行っています。

低残留性 農薬等を散布した時に、土壌や植物の中に長期間とどまらず、分解されたり雨水などで流れ去りやすい性質を言います。残留性が高い農薬等では、食物 (野菜等) の中に農薬が蓄積し、それを食する人間の体内にも、農薬の成分が高い濃度で入ることとなります。

TEQ (Toxicity Equivalency Quantity) 毒性等量のこと。ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれ異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性に換算して表わす単位。

特定家庭用電気機器再商品化法（家電リサイクル法）	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等（製造業者・輸入業者）による特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬、再商品化等を適正かつ円滑に実施し、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を図るものです。この法律は平成13年度から本格的に施行されることを予定しており、施行当初の対象機器は家庭用のエアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気洗濯機の4種を予定しています。
特定管理物質	埼玉県化学物質環境安全管理指針に定められている特定管理物質を指します。県では、化学物質の劇性の毒性などに着目し、環境安全上特に管理を要する化学物質308種を、特定管理物質に指定し、生産・流通・使用・廃棄等の各過程について安全管理の指導を行っています。
都市計画マスタープラン	平成4年の都市計画法の改正により、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、当該市町村が自ら定める計画のこと。
都市公園	都市計画区域内に設けられる公園で、大規模公園のほか、都市林、都市緑地、緑道などの種類があります。
土壌汚染	土壌の汚染は、一般に有害物質が水や大気を通じてまたは直接土壌にもたらされることで生じるものであり、いったん生じてしまうと汚染が容易に解消しません。そのため、土壌汚染の未然防止に加えて、汚染土壌の除去、交換といった対策が必要になりました。土壌汚染については、公害対策基本法に規定する環境基準の設定が遅れていましたが、1991年8月に策定されました。
トリクロロエチレン	近年、各地で地下水汚染を起こした有機塩素系化学物質のこと。金属部品洗浄、半導体製造工程などで使われています。人体への影響としては、肝機能の低下が知られています。

な行

ng（ナノグラム）	10億分の1グラム
NOx	「窒素酸化物」参照
Nm ³	0°C、1気圧の状態に換算した1m ³ のガス量を表します。
二酸化硫黄（SO ₂ ）	石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生します。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られています。
二酸化炭素（CO ₂ ）	炭素を含む物質の燃焼によって発生します。生物の呼吸によっても発生します。最近では、産業革命以後の経済活動の活発化により、石油、石炭などの化石燃料が大量に消費され、大気中の二酸化炭素濃度が上昇していることが、地球温暖化の原因の一つとして注目をあびています。
二酸化窒素（NO ₂ ）	石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生します。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素となります。二酸化窒素は呼吸器系に好ましくない影響を与えます。
二次林	自然林（伐採などの人為的営力を受けずに成立している樹林）が、伐採や火入れ等により消失した後に成立した樹林です。日本の主な二次林としては、温帯のアカマツ林やコナラ林、温帯のミズナラ林やシラカバ林等があります。利用目的によって、薪炭林や農用林などと呼ばれてきました。
ノーカーデー	自動車による都市部の交通渋滞や大気汚染の改善を目的として、例えば毎週水曜日には自動車に乗らずに公共交通機関などを利用しようという運動のこと。
農業集落排水処理施設	都市部で進められている公共下水道に対して、農業振興地域内の集落の下水を処理する施設です。

は行

廃棄物	廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不用となった物をいいます。廃棄物の中には、主として家庭から発生する野菜くずなどの一般廃棄物と主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の2つに大別されます。
ハッシブソーラー	太陽放射エネルギーの利用法には、熱に変換して利用するもの（熱変換）、光そのものの利用およびこれを直接電気エネルギーに変換して利用するもの（太陽光）、および光化学反応を利用するものに大別できます。このうち太陽光をそのまま利用したり、熱に変換して利用するものをハッシブソーラーといいます。
パートナーシップ	市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協力的関係のこと。
花のオアシス推進事業	耕作放棄地を活用した花園整備を行い、県民の生活と田園環境が調和した環境と共生する土地利用を推進する埼玉県事業。
バリアフリー	障害者も高齢者も、社会を構成する一員として個々の能力に応じた役割を担いながら、共に生きる社会の実現を目指すため、高齢者・障害者を取り巻く物理的環境や社会的偏見などのバリア（障壁）を除去して、社会参加の可能性を高めようという考え方をいいます。しかし、最近では、能力あるいは障害のレベルにかかわらず、ほとんどの人が利用できるように製品、建物、空間をデザインすることを意味する『ユニバーサル・デザイン』という考え方が提唱されています。
PH	水素イオン濃度のこと。河川や海域での水質判定項目になっています。7が中性、7以上がアルカリ性、7以下を酸性と定義されています。
ビオトープ	ドイツ語でBio（生物）、Top（所）を意味し、学術上生物圏の地域的な基本単位を示し、動植物の生息地、生育地といった意味で用いられます。広大な面積の森林もビオトープですが、庭の小さな植込みや花壇もビオトープになります。
pg（ヒコグラム）	1%分の1グラムのこと
不法投棄	廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。不法投棄された廃棄物に含まれる有害物質は周辺の土壌、地下水や河川などに流れ出し、汚染を引き起こす原因になります。
浮遊物質（SS）	生活環境項目の1つで、水中に懸濁している物質のうち、濾過によって水から分離できるもの。単位はmg/ で表示され数値が大きいほど透明性が低下します。
浮遊粒子状物質（SPM=Suspended Particulate Matter）	大気中の粒子状物質のうち、粒径0.01mm以下のもの。人の気道や肺に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されています。工場などの事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、塵による巻き上げなどの自然現象によるものもあります。
ふるさと歩道	埼玉の自然や文化財とのふれあいを通じ、郷土に対する認識を高め、野外レクリエーション活動の進展を図ることを目的として、30のコースがあります。
フロン	スプレー噴霧剤、冷却剤、潤滑剤、殺菌剤、溶剤などとして使われる化学物質のこと。上層大気中で分解されたとき放出する塩素がオゾンと反応するので、オゾン層を破壊することが知られています。
ポケットパーク	快適な都市環境を確保するために、小さなスペースを利用した公園のこと。特に用地確保が困難な都市部においては身近な憩いの場、あるいは災害時の避難場所になります。

ま行

緑の基本計画	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とする計画のこと。この計画は都市緑地保全法の改正により創設されたもので、市町村が策定主体となります。
--------	--

緑の協定 「ふるさと埼玉の緑を守る条例」に基づき、開発を行う事業者が保存する樹林の範囲、新たに設ける植栽地の範囲、植栽する樹木の位置・種類、本数を明記した緑地計画書を提出し、県と協定を締結するものです。

緑のトラスト運動 広く寄付を募り、それを資金として土地や建物を取得することなどにより、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保全していこうとする運動のこと。昭和59年に県民主体の運動の推進組織として「財団法人さいたま緑のトラスト協会」が発足し、翌60年には、この運動の財源となる「さいたま緑のトラスト基金」が県に設置されています。

や行

有害化学物質 フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指します。

容器包装リサイクル法 家庭から排出されるびん、缶、袋などの容器包装は、容積でごみ全体の約6割、重さで約2～3割と相当部分を占めており、これらの容器包装のリサイクルは、ごみの量を減らす上で大きな効果があります。このため、容器包装のリサイクルを進めるため、容器包装リサイクル法が平成7年6月に制定されています。容器包装リサイクル法では、消費者は、缶、びんなどの容器包装を地域によって決められた方法で種類別に分けて排出、市町村は種類別に分別収集する役割を担い、容器包装のメーカー及び容器包装を使った商品を販売したメーカーは分別収集されたものを再商品化する義務を負うこととされています。

要請限度 自動車交通騒音が一定の限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれているときは、市町村長から公安委員会に対して、道路交通法の規定による交通規制の措置をとるべきことを要請できるとされており、この自動車騒音の限度をいいます。

溶存酸素量（DO） 溶存酸素量とは、水中に溶け込んでいる酸素量のこと。清水中には通常7から10mg/l程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると汚濁物質が酸素を消費するため溶存酸素量は減少します。

ら行

緑地協定 都市緑地保全法に基づいて、市街地の相当規模の一団の土地（0.5～1.0ヘクタール以上）や道路、河川等に隣接する相当の区間（100メートル以上）にわたる土地について、土地所有者等の全員の合意により、区域の緑化に関することを定め、市町村長の認可を受けて成立するものです。

緑地保全地区 樹林地、草地、水辺地、岩石地等の良好な自然的環境を有している土地で、無秩序な市街地化の防止や公害、災害の防止、寺社、遺跡等と一体となった郷土のシンボリック機能等の働きを持つものを対象として定めるものです。地区内で建築行為、土地の形質の変更等を行う場合は許可が必要ですが、規制により損失を受けた場合の補償や所有者の申し出による土地の買い入れ、税制上の優遇等が定められています。